

愛知医療学院短期大学における競争的資金等に係る不正防止計画

「愛知医療学院短期大学における競争的資金等に係る不正防止計画」に基づき、競争的資金等の不正使用を発生させる要因を把握し、適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

| 項目 | 不正発生要因 | 不正防止計画 | 主な関連部署 |
|------------------------------|---|--|--------------------------|
| 1.機関内の責任体系の明確化 | | | |
| 責任と権限の体系の明確化 | 研究費が研究者個人に配分されるため、機関としての責任体系が曖昧になる。 | ・機関内の管理・責任体制及び「公的研究費の運営・管理に関する調査委員会に関する規程」、「科学研究費補助金の運営・管理に関する規程」を本学ホームページで公表し、責任体制を学内外へ周知する。また、年に2回教職員を対象とした説明会を開催する。 | 法人本部 教育研究推進課 |
| 2.適正な運営・管理の基礎となる環境の整備 | | | |
| ルールの明確化・統一化 | 研究者・事務担当者の使用ルールの理解不足による誤った運用がなされる。 | ・ルールの明確化、必ずルール規程等に従って適切に運用する。常にルール等を検証し、必要に応じて改め、全教職員に周知する | 法人本部 教育研究推進課 |
| 環境の整備 | コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 | ・教職員の意識向上を目的とした説明会を年に2回実施する。研究者・実務担当者等への説明会の周知については、教職員連絡会を通じて出席を促す。 | 法人本部 教育研究推進課 |
| 3.研究費の適正な運営・管理活動 | | | |
| 予算の執行状況の把握 | 予算執行が競争的資金に限らず年度末に集中する傾向が強いため、経理管理が十分に行えない状況となる。 | ・管理運営課より予算執行状況を定期的に連絡し、研究者自身による執行状況の確認と確認の促進を図る。 ・教育研究推進課は、定期的に執行状況を確認し、執行が進んでいない場合、研究者へ執行を促し、問題がある時は、改善を求める。 | 法人本部 教育研究推進課 管理運営課 |
| 発注・検収体制 | 研究者による発注・検収を行うことにより、業者との癒着等の不正が生じやすくなる。検収対象物品を備品・消耗品に限ると、それ以外の物品等において不正が発生しやすくなり、また検収対象資金を競争的資金に限ると、競争的資金以外の資金において、不正が発生しやすくなる。 | ・発注前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求めることで、予算執行の妥当を検証する。 ・研究者の発注は基本認めていない。ただし、特別な理由があり、研究者自ら発注した場合又立替払いを行った場合は、法人本部で納品確認を行う。 ・本学の「個人研究費執行要領」に準じて運用する。 ・検収担当者が納品書と現物を全て突合し、検収印を押印する。(業者との対応はオープンスペースで行う) | 法人本部 教育研究推進課 |
| 旅費 | 出張日程の事実確認が不十分になる。 | ・事前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求める。 ・本学の「職員の旅費に関する規定」に準じて運用する。 ・本学の「個人研究費執行要領」に準じて運用する。 | 教育研究推進課 |
| 雇用(アルバイト等) | 勤務実態の把握が不十分になる。 | ・事前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求める。 ・本学の「個人研究費執行要領」に準ずる。 ・雇用契約等において勤務内容、勤務時間を明確にして、研究機関による面接の上で手続きを行う。 | 法人本部 教育研究推進課 |
| 謝金 | 謝金の支出にあたって、その裏づけ資料が確認できない。 | ・事前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求め、妥当性をチェックする。 ・本学の「個人研究費執行要領」「謝金規程」に準ずる。 | 法人本部 教育研究推進課 |
| 会議費 | 会議費の支出にあたって、その裏づけ資料が確認できない。 | ・事前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求め、妥当性を検証する。 | 教育研究推進課 |
| 4.情報の伝達を確保する体制の確立 | | | |
| 情報伝達体制の確立 | 相談窓口・告発通報窓口がわからない。 | ・本学ホームページで公表すると共に、説明会等でも周知を徹底する。 | 法人本部 教育研究推進課 |
| 5.モニタリングの在り方 | | | |
| モニタリングの在り方 | 国等の制度変更等により、本学の整備した競争的資金の管理・監査体制及び不正防止計画とに不一致が生じる。 | ・研究費適正運営管理委員会において、管理・監査体制や不正防止計画の適切性を年に1回以上確認し、必要に応じて見直し、常に国等の制度と一致させる。 | 研究費適正運営管理委員会 |
| モニタリング体制の強化 | 外部資金に対する内部監査が不十分になる。 | ・機関全体のモニタリング及び監査体制の充実を図る。 | 内部監査 |